

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	三重県教育財産規則の一部を改正する規則 .....	学校施設室	1頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻 .....	予算経理室	1頁

### 規 則

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月十九日

三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県教育委員会規則第一号

三重県教育財産規則の一部を改正する規則

三重県教育財産規則（昭和四十一年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第二十一条中「総務局長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 告 示

三重県教育委員会告示第7号

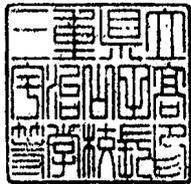
三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻しました。

平成19年3月19日

三重県教育委員会

第 1

- |         |                |
|---------|----------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立宇治山田高等学校長印 |
| 2 寸 法   | 方23ミリメートル      |
| 3 印 影   |                |



- |         |           |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲  | 公文書用      |
| 5 使用開始日 | 平成19年4月1日 |



発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社